

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 7 月 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 25 号

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例

四日市市火災予防条例（昭和 48 年四日市市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(避雷設備)</p> <p>第 18 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号) 第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第 18 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(設置の免除)</p> <p>第 31 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 31 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が 75 度以下で種別(閉鎖型スプリンクラーヘッド)の技術上の規格を定める省令(昭和 40 年自治省令第 2 号)第 12 条に規定</p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第 31 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 31 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が 75 度以下で<u>作動時間が 60 秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第 12 条に定める技</p>

する種別をいう。)が一種の閉鎖型ス
プリンクラーヘッドを備えているも
のに限る。)を令第12条に定める技
術上の基準に従い、又は当該技術上の
基準の例により設置したとき

(2)から(5)まで (略)

(6) 第31条の3第1項各号又は前条
第1項に掲げる住宅の部分に特定小
規模施設用自動火災報知設備を特定
小規模施設における必要とされる防
火安全性能を有する消防の用に供す
る設備等に関する省令(平成20年総
務省令第156号)第3条第2項及び
第3項に定める技術上の基準に従い、
又は当該技術上の基準の例により設
置したとき

(7) (略)

術上の基準に従い、又は当該技術上の
基準の例により設置したとき

(2)から(5)まで (略)

(6) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(消防本部予防保安課)